

施策 14-4 いじめや暴力のない学びの場づくり

(主担当部局：教育委員会事務局)

施策の目標

(めざす姿)

子どもたちはいじめ防止に向けて主体的に行動しています。各学校で、教職員による見守りや定期的な面談に加え、専門人材も活用して教育相談を丁寧に進めるとともに、子どもたちの兆候や相談を受け止めていじめを迅速に認知し、いじめの内容に応じた適切な対応を進めることで、子どもたちが安心を感じています。

1. 基本事業の取組状況

基本事業名

・令和6年度の主な取組

① いじめをなくす取組の推進

- ・いじめのない学校づくりを進めるため、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになる小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業の実証研究を実施します。
- ・すべての公立小学校で教職員がいじめ予防授業を実施できるようにするため、弁護士による動画教材を作成する取組を進めています。
- ・社会総がかりでいじめをなくす取組をより一層進めるため、いじめ防止強化月間におけるいじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、「『STOP！いじめ』ポータルサイト」による情報発信を行っています。
- ・感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童生徒への指導のため、県立学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を実施します。また、県立学校での取組事例について、2月に開催予定の事業成果報告会で市町教育委員会に共有します。
- ・児童生徒がいじめ問題を自分事として捉え、いじめをなくす主体である意識を高めるため、令和6年11月にいじめ防止をテーマとした動画コンテストを実施するとともに、情報モラル教育を推進します。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ正確な認知を進めるため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知を進めています。
- ・いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを充実させるため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにもスクールカウンセラーを配置しています。また、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行っています。
- ・いじめを含む、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施しています。「子どもSNS相談みえ」については、相談のニーズに応えるため、実施曜日や回線増などの拡充を行いました。
- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを実施しています。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・初期対応の遅れがいじめ問題を複雑化、困難化させることがあるため、いじめの情報を得たら、原則その日のうちに当面の対応を決定して直ちに取り組むことなど、「いじめ防止対策ワーキンググループ」で取りまとめた対応方策に基づく取組を行っています。
- ・いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めています。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を実施しています。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言しています。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、学校管理職経験者をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組んでいます。
- ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を引き続き実施しています。専門研修においては、いじめを生まない学級づくりやいじめへの対応について学ぶ研修を実施しています。

2. KPI（重要業績評価指標）の状況

| KPIの項目 | | | | | | 関連する基本事業 | |
|--|--|--|--|------------|--|---|------------|
| 令和3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | | 7年度 | 8年度 | 6年度の 評価 |
| 現状値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | 目標達成 状況 | 目標値 実績値 | 目標値 実績値 | |
| いじめをなくそうと行動する子どもたちの割合 | | | | | | ① | |
| — | 60.0% | 70.0% | 94.0% | — | 97.0% | 100% | — |
| — | 88.2% | 88.5% | — | — | — | — | — |
| 学校生活に安心を感じている子どもたちの割合 | | | | | | ①②③④ | |
| — | 小学生 96.8% 中学生 98.0% 高校生 94.0% | 小学生 97.6% 中学生 98.5% 高校生 95.5% | 小学生 98.4% 中学生 99.0% 高校生 97.0% | — | 小学生 99.2% 中学生 99.5% 高校生 98.5% | 小学生 100% 中学生 100% 高校生 100% | — |
| 小学生 95.9% 中学生 97.5% 高校生 92.4% | 小学生 96.0% 中学生 97.2% 高校生 93.0% | 小学生 95.9% 中学生 97.7% 高校生 92.3% | — | — | — | — | — |
| いじめの認知件数に対して解消したものの割合 | | | | | | ②③④ | |
| — | 100% | 100% | 100% | — | 100% | 100% | — |
| 94.9% (2年度) | 92.1% | 96.3% | — | — | — | — | — |

3. 令和7年度の課題と取組方向

基本事業名

- ・令和7年度以降に残された課題と対応

① いじめをなくす取組の推進

- ・いじめのない学校づくりを進めるため、自他の立場や感じ方、考え方の違い等が理解できるようになる小学校3年生および4年生を対象として、理論に基づくいじめ予防につながる授業実践の横展開を進めていきます。
- ・弁護士による出前授業や動画教材を活用し、すべての公立小学校においていじめ予防授業を実施することで、児童生徒がいじめの問題に対して主体的に行動できる力を育みます。
- ・社会総がかりでいじめをなくす取組をより一層進めるため、いじめ防止強化月間におけるいじめ防止応援サポーターや児童生徒の主体的な活動を促進するとともに、「『STOP！いじめ』ポータルサイト」による情報発信に取り組みます。
- ・感情をコントロールできずに暴力行為に及ぶ児童生徒への指導のため、県立学校の生徒指導担当教員を対象とした子どものアンガーマネジメントに係る研修を引き続き行い、各校での取組につなげます。また、県立学校での取組事例を市町教育委員会に共有します。
- ・児童生徒がいじめ問題を自分事として捉え、いじめをなくす主体である意識を高めるため、いじめ防止をテーマとした動画コンテストを引き続き実施するとともに、情報モラル教育を推進します。

② いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実

- ・いじめの迅速かつ的確な認知を進めるため、定期的実施するアンケートに加えて、学習端末や「いじめ早期発見のための気づきリスト」を活用した取組を引き続き実施するとともに、さまざまな機会を活用して、いじめ防止対策推進法の定義に則った正確な認知について周知します。
- ・いじめの被害にあっている児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアを充実させるため、スクールカウンセラーの配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続きスクールカウンセラーを配置します。また、スクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。
- ・いじめを含む、さまざまな悩みを抱える児童生徒の相談に対応するため、いじめ電話相談や多言語でも相談できる「子どもSNS相談みえ」の実施に向けて取り組みます。
- ・インターネット上での誹謗中傷や人権侵害、いじめ等から児童生徒を守るため、ネットパトロールを引き続き実施します。

③ いじめに対する迅速・確実な対応の推進

- ・いじめの内容や発生日、認知日、対応状況等の情報を学校と教育委員会が共有する「いじめ対応情報管理システム」を引き続き運用し、いじめの態様に応じた迅速かつ適確な対応を進めていきます。

④ 教職員の資質向上と支援体制の充実

- ・子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を作成し、それらをネットDE研修で配信することで、教職員、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが「子どもアドボカシー」の理解を深め、子どもの意見表明を支援する環境を整えます。
- ・いじめや暴力への教職員の対応力を高めるため、各学校の生徒指導担当者等を対象に、事案を把握した際の初期対応、児童生徒や保護者対応の留意点等について、ケースワークを用いた研修を引き続き実施します。
- ・いじめの正確な認知と適切な初期対応を進め、いじめから児童生徒を守り抜くため、引き続き弁護士や臨床心理士等をいじめ対策アドバイザーとして県立学校に派遣し、複雑ないじめ事案および認知に至っていない事案への効果的な対応策などについて指導・助言します。
- ・県教育委員会に、子どものいじめ問題に悩む保護者や学校からの深刻な相談が増えるなど、学校だけでは解決が難しい事案が増えていることから、引き続き学校管理職経験者等をいじめ問題対応サポーターとして任用し、いじめ問題の早期解決に取り組みます。
- ・いじめを正確に認知して、適切な対応につなげられるよう、初任者や中堅の教職員、新任教頭を対象とした法定・悉皆研修において、いじめの定義の確実な理解やいじめ解消に向けた組織的対応等について学ぶ研修を引き続き実施するとともに、専門研修において、いじめを生まない学級づくりや未然防止について学ぶ研修の実施に向けて取り組みます。

4. 主な事業

- ≪ (1) いじめをなくす取組の推進 ≫
- ≪ (2) いじめの認知と学校内外の教育相談体制の充実 ≫
- ≪ (3) いじめに対する迅速・確実な対応の推進 ≫
- ≪ (4) 教職員の資質向上と支援体制の充実 ≫

①(一部新)いじめ対策推進事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 26,793千円 → (R7) 28,139千円

事業概要:小学校高学年の児童が社会性や規範意識を高め、いじめをなくそうとする行動につなげられるよう、弁護士による出前授業や動画教材を活用し、すべての小学校でいじめ予防授業を実施します。引き続き、保護者や学校からの相談に応じるいじめ問題対応サポーターを任用し、きめ細かな支援を行うとともに、県立学校にいじめ事案への対応に係る検証や効果的な対応策などの助言を行ういじめ対策アドバイザーを派遣します。また、いじめ対応情報管理システムをより活用すべく機能改善を行い、学校が認知したいじめに係る情報を学校と市町教育委員会、県教育委員会が遅滞なく共有し、いじめの問題に迅速に対応します。教職員が「子どもアドボカシー」の理解を深め、子どもの意見表明を支援する環境が整えられるよう、子どもの権利や「子どもアドボカシー」について学ぶ動画教材や資料を作成します。

②スクールカウンセラー等活用事業

(第10款 教育費 第1項 教育総務費 4 教育指導費)

予算額:(R6) 467,622千円 → (R7) 505,485千円

事業概要:いじめの被害にあっている児童生徒や不登校児童生徒、不安や悩みを抱える児童生徒からの相談や心のケアに対応するため、スクールカウンセラーの学校への配置時間を拡充するとともに、教育支援センターにも引き続き配置します。スクールソーシャルワーカーの配置時間も拡充し、各学校および教育支援センターからの要請に応じた派遣、福祉や医療機関等の関係機関と連携した支援を行います。また、児童生徒の日常的な相談に対応する教育相談員を中学校と県立学校に引き続き配置します。